骨太の方針２０２５を踏まえた「谷間世代」に対する是正措置を求める会長声明

１　法曹は三権の一翼である司法を担う重要な人的基盤であり、公費により養成されなければならない。だからこそ、戦後６０年以上にわたり、司法修習生には「修習専念義務」の下、公務員に準じた給与（給費）が支払われてきた。

　ところが、新第６５期の司法修習生（２０１１年）から給費制が廃止され、無給の司法修習（最高裁判所が司法修習生の申請により司法修習期間中の生活費を貸し付ける「貸与制」）となった。

　その後、全国各地で行われた給費制復活を求める活動の成果が結実し、２０１７年には司法修習給付金制度が創設され第７１期以降に適用されるようになったが、新第６５期から第７０期の司法修習生（いわゆる「谷間世代」）は、制度変更の谷間に陥ってしまった。

２　谷間世代法曹は、約１．１万人もいて、当会でも、当会会員総数３０３名のうち、８２名が谷間世代であり（本年１１月５日時点)、全体の２７％、つまり４人に１人以上が谷間世代である。谷間世代は、法曹となってから８年目ないし１３年目の人材であって、法曹として十分な経験を積んで、これからの司法を支えるべき重要な立場にあり、当会においてもかかせない存在である。

　谷間世代の者たちは、給費制が廃止される中でもあえて法曹を志し、それぞれの立場で法曹としての社会的責任を果たしてきたが、無給での司法修習を余儀なくされて重い経済的負担を負ったことに対する公的な是正措置はなされず、他の世代とは異なる不公平・不平等な取扱いを受けたまま長く放置され、それが経済的・精神的足かせとなっている状況にある。

３　このような状況にあるなかで、２０１９年5月３０日、名古屋高等裁判所は、給費制廃止の違憲性が争われた訴訟の控訴審判決の中で「谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値する」と付言し、立法による解決の必要性を示唆した。

　また、日本弁護士連合会や全国各地の弁護士会による谷間世代への是正措置を求める取組に対して、茨城県関係の国会議員７名を含む与野党問わず国会議員総数の過半数を超える４００名以上の国会議員から応援メッセージが寄せら

れている。

　そして、２０２５年６月１３日に閣議決定された、政府の「経済財政運用と改革の基本方針２０２５」（いわゆる骨太の方針２０２５）においては、「法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備を進める」と記載され、その注記においては、「公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む。」と明記された。他の世代と比較して経済的な負担を抱えて不公平な立場に置かれながらも法曹としての使命や役割を果たそうと奮闘する谷間世代と他の世代との「谷間」を解消することは、上記骨太の方針２０２５の「法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備」にほかならない。

　そこで、当会は、国及び関係機関に対し、骨太の方針２０２５の上記記載を踏まえて、谷間世代の解消へ向けた是正措置として、谷間世代への一律給付による解決又は実質的に「谷間」が解消されるような基金制度の創設といった具体的措置が早急に実現されることを強く求める。

２０２５年１１月１３日

茨城県弁護士会

会長　　遠　藤　俊　弘